

光 市 記 者 発 表 資 料

令和3年11月15日

件 名

不発弾処理実施計画書の策定について

内 容

令和3年9月23日（祝・木）に日鉄ステンレス株式会社山口製造所（光エリア）清山境界安全防災対策工事区域内（中央五丁目6番付近）で発見された不発弾処理を円滑に進めるため、下記のとおり、不発弾処理実施計画書を策定しましたので、お知らせします。

記

- 1 不発弾処理実施計画書 別紙のとおり

問 合 せ

光市総務部防災危機管理課

担当：防災危機管理係 梅本 修

（０８３３）７２－１４０３

不発弾処理実施計画書

令和3年11月21日実施
光市不発弾処理対策本部

令和 3 年 9 月 23 日（祝・木）に日鉄ステンレス株式会社山口製造所の清山境界安全防災対策工事区域内（光市中央五丁目 6 番付近）において発見された不発弾の処理について下記のとおり実施する。

記

1 不発弾処理現地対策本部

（１）設置日時 令和 3 年 11 月 21 日（日）午前 7 時 30 分

（２）設置場所 光地区消防組合消防本部多目的ホール
（光市光井六丁目 16 番 1 号）

（３）構成組織

〔本部長〕	光市長	市 川 熙
〔副本部長〕	光市副市長	吉 本 英 夫
〔陸上自衛隊〕	中部方面後方支援隊長	安 井 崇
	同第 1 0 3 不発弾処理隊長	生 田 博 和

〔関係機関〕	国土交通省中国地方整備局	
	山口河川国道事務所長	松 本 幸 司
	光警察署長	久 保 隆
	光地区消防組合消防本部消防長	赤 星 公 一
	日鉄ステンレス株式会社	
	製造本部山口製造所長	國 岡 信 哉

〔構成員〕 光市教育長、同水道局長、同総務部長、同建設部長、同経済部長、同政策企画部長、同環境部長、同市民部長、同福祉保健部長、同教育部長、同議会事務局長、同病院局管理部長

（４）任務

本部長の指揮の下、市民の生命・安全を守るため、関係機関が共通認識を持って総合的・統一的に不発弾の処理にあたる。

※処理当日の任務分担表は別紙 1

2 不発弾処理

（１）協定の締結

不発弾の処理に関して、陸上自衛隊中部方面後方支援隊長と光市長との間で、令和 3 年 11 月 16 日に協定を締結した。

（２）実施日時

令和 3 年 11 月 21 日（日）午前 9 時から作業完了まで

※予備日 令和 3 年 11 月 23 日（祝・火）

※信管除去等の安全処置が完了し、警戒区域の解除を行うまで。

（３）実施機関

陸上自衛隊中部方面後方支援隊第 103 不発弾処理隊

(4) 処理方法

信管除去等を行い、その後、現場から搬出する。

(5) 処理状況の確認

処理現場からの状況報告は、陸上自衛隊が現地対策本部に報告する。

(6) 処理終了の確認及び安全化宣言

陸上自衛隊の報告により、本部長が現地において不発弾処理後の安全を確認したのち、現地対策本部で安全化宣言を行う。

3 警戒区域の設定

不発弾処理作業中の住民の安全を確保するため、災害対策基本法第 63 条に基づき、不発弾処理現場から概ね半径 300m の範囲に警戒区域を設定する。【別紙 2】

(1) 警戒区域の設定

警戒区域境界道路上にバリケードを設置し、立入制限を行う。

(2) 設定時間

令和 3 年 11 月 21 日（日）午前 8 時から作業完了まで

※予備日 令和 3 年 11 月 23 日(祝・火)

※信管除去等の安全処置が完了し、警戒区域の解除を行うまで。

(3) 警戒及び突発事案対応

警察は、警戒区域内の警戒及び突発事案の発生に備えた体制を確保する。

(4) 災害警戒

消防は、警戒区域内の火災発生等の緊急事態に備えた体制を確保する。

4 避難対象区域及び避難所等

(1) 避難対象区域

・中央五丁目 1～11 番

・中央六丁目 2～5、16、20～23 番、15 及び 17 番の一部

(2) 避難所

・光市総合福祉センター（あいぱーく光）（光井二丁目 2 番 1 号）

・光井コミュニティセンター（光井四丁目 28 番 1 号）

・光市教育委員会（光井九丁目 18 番 3 号）

・光市スポーツ館（光井九丁目 18 番 4 号）

・金山前自治会館（中央六丁目 26 番 20 号）

・光テクノキャンパス研修センター（光ヶ丘 3 番 17 号）ペット同行避難可

※避難所では昼食を提供する（事前調査で避難所に避難すると回答した人）。

(3) 避難時間

令和 3 年 11 月 21 日（日）午前 8 時から作業完了まで

※予備日 令和 3 年 11 月 23 日(祝・火)

※信管除去等の安全処置が完了し、警戒区域の解除を行うまで。

(4) 避難対象世帯等

- ・世帯数 約 150 世帯 人数 約 270 人
- ・事業所 42 事業所

(5) 避難広報

あらかじめ、チラシの各戸配布、光市ホームページ、光市フェイスブック、広報ひかり、光市メール配信サービスで広報するとともに、当日は広報車による広報を行う。

(6) 退去確認

午前 8 時から避難対象区域内の住民及び事業所を戸別訪問し、退去の確認を行うとともに、避難誘導を実施する。日鉄ステンレス敷地内は、同社で実施する。
(午前 8 時 30 分完了予定)

(7) 要配慮者等対応

福祉保健部による事前調査をもとに、特別な対応が必要となる要配慮者については個別に対応する。

また、避難所までの移動手段として、マイクロバス等を準備する。

(8) 避難解除広報

避難解除時は、光市ホームページ、光市フェイスブック、光市メール配信サービスで情報提供するほか、光市役所において電話での問合せに対応する。

5 道路交通規制

(1) 規制期間

令和 3 年 11 月 21 日（日）午前 8 時から作業完了まで

※予備日 令和 3 年 11 月 23 日（祝・火）

※信管除去等の安全処置が完了し、警戒区域設定の解除を行うまで。

(2) 規制区間

- ・国道 188 号：正門町交差点～島田市交差点
- ・光市道：警戒区域内

(3) バス事業者の対応

規制中は、路線バスの迂回運行を実施する。

6 ライフライン機関の対応

(1) 中国電力ネットワーク株式会社

緊急事態に備えた体制を確保する。

(2) 西日本電信電話株式会社

現地に臨時電話回線を敷設するとともに、緊急事態に備えた体制を確保する。

(3) 山口県 L P ガス協会光支部

緊急事態に備えた体制を確保する。

- (4) 山口合同ガス株式会社
緊急事態に備えた体制を確保する。

7 広報

- (1) 広報ひかりへの掲載
- (2) 光市ホームページ、光市フェイスブックへの掲載
- (3) 避難対象区域内の住民及び事業所への周知チラシの配布
- (4) 市内自治会への周知チラシの配布
- (5) 広報車による広報
- (6) 光市メール配信サービスによる情報発信

8 報道対応

- (1) 不発弾処理現地対策本部フロア内に「報道機関用スペース」を設ける。
- (2) 処理作業中は、随時、処理状況や避難者数等の提供を行う。
- (3) 処理作業終了後、本部長の現地確認の様子等は、写真等で情報提供する。
- (4) 安全化宣言後、光市より処理の終了について、記者発表する。

不発弾対策本部 (現地対策本部)	陸上自衛隊 中部方面後方支援隊 第103不発弾処理隊	・不発弾処理 ・現地対策本部への報告
	陸上自衛隊 第13旅団司令部	・報道対応(不発弾処理)
	光警察署	・交通規制(指示・解除等) ・警戒区域内の警戒措置 ・突発事案対応
	国土交通省中国地方整備局 山口河川国道事務所	・交通規制対応(国道)
	光市総務部	・現地対策本部の運営 ・警戒区域の設定・解除(住民等退去) ・安全化宣言の発出 ・避難所での食料等の確保 ・本庁舎の安全確保
	政策企画部	・広報対応(処理の記録写真撮影等) ・報道対応
	市民部	・避難対象者の避難誘導、退去確認 ・避難所の運営
	福祉保健部	・避難対象要援護者の避難誘導、退去確認 ・避難所の運営 ・関係機関への情報提供
	経済部	・警戒区域内事業所の退去確認 ・バス事業者等への情報提供
	建設部	・交通規制(市道等)
	教育委員会	・避難所の運営 ・関係学校への情報提供
	環境部	・避難所の運営 ・緊急事態体制の確保
	水道局	・緊急事態体制の確保
	光地区消防組合	・消防救急体制の確保 ・消防団の指揮
	病院局	・緊急事態体制の確保
	その他部局(議会事務局、選管、監査)	・議会への情報提供 ・各対策への協力
	日鉄ステンレス株式会社	・処理現場の警備、安全対策 ・警戒区域内の従業員等の退去確認

【関係機関】

中国電力ネットワーク株式会社	・緊急事態体制の確保
西日本電信電話株式会社	・緊急事態体制の確保 ・本部通信手段の確保
山口県LPガス協会光支部	・緊急事態体制の確保
山口合同ガス株式会社	・緊急事態体制の確保
中国JRバス株式会社	・警戒区域内の運行対策
防長交通株式会社	・警戒区域内の運行対策
西日本バスネットサービス株式会社	・警戒区域内の運行対策
光市消防団	・避難対象者の避難誘導、退去確認 ・警戒区域の監視
光市医師会	・情報の共有
山口県 周南県民局	・情報の共有

